

## 2019年3月定例会 本会議質問と当局答弁

2019年 3月 7日(木)

◎田中光明議員の一般質問と答弁(30分)

1. 初めに教育問題について
  - (1)35人以下学級について
  - (2)部活動について
2. 生活保護行政について
  - (1)相談窓口の対応について
3. 市営住宅の住み替えについて



◎田中光明議員への答弁

- 北橋市長(市営住宅について)
- 教育長(35人以下学級の追加について)  
(部活動について)
- 保健福祉局長(生活保護行政について)

◎田中光明議員の第2質問から第7質問(生活保護行政について)

■保健福祉局長の答弁

以上

## 2019年3月定例会 本会議 一般質問と当局答弁

2019年 3月 7日(木)

### ◎田中光明議員の一般質問と答弁(30分)

日本共産党の田中光明です。会派を代表して、議案質疑を行います。

1、初めに教育問題について質問します。

(1)まず35人以下学級について尋ねます。

35人以下学級の編制基準については、国の制度は小学1,2年に限られ、本市は独自に小学3年と中学1年で実施しています。実施後、すでに7年が経過しました。現在は小学4～6年と、中学2,3年は、校長の裁量にゆだねられていますが、35人以下学級を選択する学校は、平成29年度と比較して、30年度は減少しました。このことは、裁量制ではこれ以上35人以下学級が進まないことを示しています。教育長は小学生の95%、中学生の77%が35人以下学級ですと答弁していますが、問題は、35人を超えるクラスで学んでいる児童生徒の人数です。およそ9千人います。ここが問題ではないでしょうか。多くの保護者は「先生が目が行き届いた教育」、つまり少人数学級を強く望んでいます。すべてのクラスを35人以下学級にするための費用は、わが党の試算では1学年でおよそ6億円です。全クラスを展望しつつ、少なくとも小中各1学年で35人以下学級編制を追加すべきではないでしょうか。見解を伺います。①

(2)次に部活動についてです。

スポーツ庁が平成30年3月付けで示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の「適切な休養日等の設定」では、「運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養、及び睡眠のバランスの取れた生活ができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ以下を基準とする」として、概略すれば①学期中は週当たり2日以上、平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上を休養日とする②長期休業中は学期中に準じ、ある程度長期の休養期間を設ける③1日の活動時間は長くとも平日は2時間程度、休業日は土日を含め3時間程度とする。とあり、本市教育委員会も平成31年度から同様の基準を示す通知を出しました。この内容が、しっかりと現場で実施できることを、教育委員会に期待もし、要望するものです。

そこで質問します。このガイドラインが現場で実際にきちんと守られる仕組みが必要だと思います。具体期には、例えば、すべての部活動からの年間計画の提出、学校日誌に部活動の時間と場所を明記するなどの取り組みが必要だと考えますが、見解を伺います。②

2、次に生活保護行政について質問します。

今年度、「生活保護のあらまし」と「生活保護のしおり」が改訂され、内容が大幅に改善されました。また、申請して決定するまでの期間の短縮が進んでいることも、歓迎すべきことで評価するものです。しかし、窓口対応ではこの「あらまし」と「しおり」が十分に生かさ

れていないという、残念な問題があります。2点質問します。

(1)まず相談窓口の対応について尋ねます。

Aさんは区役所保護課の窓口相談に行ったところ、自宅に住んでいることを理由に、不動産を売るかお金を借りてくださいと言われ、一切相談に乗ってもらえずに相談を打ち切れ、生活保護の申請をしますかと確認もされなかったと、私の所に相談に来ました。Aさんの住宅と土地は、母親名義で、相続手続きはまだでした。しかも、音信不通の弟がいるとのことでした。しかし、名義さえ聞かれなかったと言います。仮に持ち家であっても、生活保護は申請できます。不動産の名義も確かめず、自宅というだけで相談に乗らなかったのは、不適切な対応としか言いようがありません。さらにAさんは無年金で収入もなく、預金を使い果たしたから相談に及んだということでした。

もう一例、Bさんは、自動車を持っていることを理由に、保護課の相談窓口で、自動車を処分してから出直してくださいと言われ、生活保護の申請をしますかと確認もされなかったと、私の所に相談に来ました。

「生活保護のあらし」には「自動車や不動産を持っていても、保護申請はできます」と明確に書いています。この2件の最大の問題は、生活保護を申請できることを伝えず、しかも申請の確認をしていないことです。現場では「生活保護のあらし」が生かされていません。平成29年度の生活保護の相談件数は5,245件。そのうち申請しなかったのは3,208件、申請率は38.8%でした。6割以上が申請していません。申請しなかった理由のうち、不動産が48件、自動車が43件でした。

そこで質問します。相談窓口に「生活保護のあらし」を誰でも持ち帰れるように常備するとともに、すべての相談者に渡し、不動産や自動車を所有していても、保護申請できることをきちんと伝え、申請の確認をすべきだと考えますが、答弁を求めます。③

	相談件数	申請件数	申請率	申請なし	率			
H 27	5,906	2,463	36.6%	3,273	63.4%	H 28	H 29	
H 28	5,758	2,110	36.6%	3,648	63.4%	100.0%	3,208	100.0%
H 29	5,245	2,037	38.8%	3,208	61.2%			
制度説明のみ			1,357	36.3%	1,727	47.3%	1,933	60.3%
収入や資産活用			1,274	34.0%	1,171	32.1%	889	27.7%
収入			262	7.0%	306	8.4%	233	7.3%
資産活用			1,012	27.0%	865	23.7%	656	20.4%
不動産			69	1.8%	79	2.2%	48	1.5%
手持・預金			666	17.8%	603	16.5%	473	14.7%
生命保険			154	4.1%	91	2.5%	63	2.0%
自動車			72	1.9%	45	1.2%	43	1.3%
その他			51	1.4%	47	1.3%	29	0.9%
他法他施策の活用			499	13.3%	378	10.4%	203	6.3%
医療・高額療養等			70	1.9%	57	1.6%	26	0.8%
年金・手当			155	4.2%	103	2.8%	99	3.1%
雇用・傷病手当等			274	7.3%	218	6.0%	78	2.4%
援助・引取り			247	6.6%	154	4.2%	68	2.1%
能力活用			366	9.8%	218	6.0%	115	3.6%

(2)  
次に、  
保護  
受給  
者へ  
の一  
時扶  
助と  
自立  
更生

経費の申請について尋ねます。

先日の保健病院委員会では「通院移送費」、交通費のことですが、陳情がありました。口頭陳情は、通院移送費の説明がなかったというものでした。私も同様の相談を数件受けました。保護課は通院の実態を医療費扶助で把握していますので、移送費の必要性はわかるはずですが、もう1件は自立更生経費についてです。Cさんは交通事故に遭い、損害賠償金を受け取ることになりましたが、保護課に全部返金しなければならないのかという相談でした。この場合、自立更生経費として、その収入の一部を家電製品などの購入に充てることができるのですが、事前にケースワーカーに相談したが、返事もなし、自立更生計画書ももらっていないということでした。

「生活保護のしおり」に「自立更生経費」や「通院移送費」の記載はありますが、保護受給者が「しおり」の内容に精通することは困難です。ケースワーカーによる、親切で、より丁寧な対応が、その都度必要だと考えますが、答弁を求めます。④

### 3. 最後に市営住宅の住み替えについて質問します。

現在、市営住宅に入居している人の中で、「住み替え」の登録をしているが、何年待っても順番が回ってこないという相談がありました。障害者のCさんは5階に住んでいますが「階段の上り下りは本当に辛い。階段から転げ落ちたこともあるが、その時は医者から「今度落ちたら、車いすになるかもしれません」と言われたと相談に来ました。Cさんは、その後住み替えの登録をして、すでに1年が経ちましたが、順番は全然回ってこないと嘆いています。

所管課に「何とかならないのか」と事情を聞くと、「公営住宅は公募が原則で、住み替えは特例措置であり、条例で定められた要件を満たす人でないと、住み替えの登録はできない。そのため順位をつけるのは難しく、先着順にしている。年間100件程度住み替えを行っているが、順番が回ってきても4割程度が辞退している。辞退しても2回までは、そのままの順位で次回あっせんされるため、なかなか順番が回ってこない」との回答がありました。高齢で足が不自由になり、5階まで階段を上るのが苦痛になった人や、障害を負って足が動きにくくなった人は、外に出ることも制限され、階段の上り下りは危険と隣り合わせです。確かに順番を付けるのは難しいと思いますが、このままではいつまでたっても住み替えできません。

そこで質問します。真に困っている人が速やかに住み替えできるように、現在の住み替えの基準や方法を変更すべきだと考えますが、答弁を求めます。⑤

## ◎田中光明議員への答弁

※第二質問以降の党議員の分は、基本的に要約。

### ■北橋市長（市営住宅について）

市営住宅の既存入居者が自己都合で他の部屋へ住み替えることは、公営住宅法上、あくまで新規入居者扱いとなります。このため他の入居希望者と同様に、抽選などへの応募が原則であります。しかし既存入居者の居住安定の観点から住み替えを認めたほうが結果として公

共の福祉に合致する場合があるため、法施行例では特別な事情のある入居者だけに住み替えを認めております。

北九州市営住宅住み替え基準では、病気、加齢などの心身の状況から見て、日常生活に制限を受けるもの、また障害者世帯で通院、通勤、通学などに私情が認められるもの、また相互に入れ替わることが双方の利益になると認められるもの、などを明確に定めております。

この基準に該当する入居者で住み替えを希望する方は、区役所の市営住宅相談コーナーで、希望する理由、団地、棟、階数などを伝え、第二希望の住宅まで登録できることとしております。市営住宅の空き室は、原則公募で入居者を決定いたしますが、同一団地に2戸以上空き室が出た場合に一部を住み替え用住宅として確保し、あっせんしております。

平成29年度のあっせん状況は、116世帯が住み替えましたが、140世帯が辞退したため、29年度末現在600世帯が待機している状況であります。

高齢者化の進展とともに、住み替え希望登録者が年々増加しております。登録者が住み替え者を上回る状況が続いております。このため住み替えについてはこれまでも多方面からご意見をいただいております。他都市の状況も参考にして登録機関や辞退可能な回数など、あっせん方法について研究してまいります。

#### ■教育長（35人以下学級の追加について）

本市におきましては、これまで教育委員会が配置する加配教員を活用しまして、校長の裁量により35人以下学級を実施できる対象学年を拡大してまいりまして、今年度、35人以下学級の割合は、小学校で93%、中学校では約76%となっております。

仮に実施した場合の財政負担でありますけれども、毎年度、学年の学級によって異なりますけれども、今年度の例で仮に小学校4年生及び、中学校2年生、この2学年に35人以下学級を実施するとした場合に、人件費だけで約3億円の財政負担となります。これに加えて、教室の整備などに多額の経費を要することから、実施は困難であると考えております。

現行の裁量性でありますけれども、学校の実情に応じまして、「指導工夫改善の加配の教員」を35人以下学級として使うか、専科指導として使うか、あるいはまた少人数指導として使うか、これらのいずれかを選択できるものであります。今年度小学校4年生でいきますと、児童数が35人を超えているクラスが13ほどありますけれども、そのうちの10、大たい76%という学校が、35人以下学級ではなくて、専科指導を選択しているということになります。理科、外国語を中心に専科指導を実施しております。

ちなみに小学校5年生でいきますと、小学校5年生のうち、35人以上の学級になっている学校は、22ほどありますが、22すべてが専科指導を選択しております。小学校6年生でいきますと18学級がありますが、18のうち17、94%は専科指導ということになります。

このように裁量性の中で学校長が1クラスの児童生徒数が35人を超えても専科指導を選択したのは、いろんな各学級の事情がございますが、その中でそういう選択をしましたのは、担任教員の負担軽減を図ることだけではなく、教員の専門性を生かした指導を通じて児童の深い学びにつなげることができること、それから担任外の多くの教員が児童にかか

わることのメリットが多いこと、と聞いております。

このため現時点では一律の35人以下学級の実施を優先するよりも、学校の実情に応じて専科指導など学校指導など学校長が選択できる裁量性の方が、学校が抱える課題に柔軟に対応することができると考えております。

いずれにしましても本市としては、さらに35人以下学級を推進していくためには、現行の40人以下を基準とする国の制度を改正することが必要不可欠であると考えており、国に対して市だけではなく、指定都市教育委員会協議会を通じて、学級編成基準の見直しや教職員の配置充実について、引き続き国に要望してまいりたいと考えております。

### （部活動について）

もう一点、部活動のあり方に関するガイドラインが現場で守られる仕組みが必要という点でございます。

本市におきましては、スポーツ庁が昨年3月に策定したガイドラインを踏まえて、昨年7月より北九州市部活動のあり方に関する有識者会議を定期的開催し、部活動関係者だけではなく、学識経験者や医師、PTA、社会体育関係団体の方から幅広く意見をいただきながら部活動のあり方について検討しております。

特に部活動休養日のあり方につきましては、三回の会議を開き、様々な視点からの意見を踏まえて検討した結果、過度な練習はスポーツ障害とのリスクを高めること、学習や家族と過ごす時間などバランスの取れた生活が重要であること、そして教員の負担軽減を図りつつ教材研究の時間を確保する必要がある、ま、こういった理由から、休養日は原則、週2日以上、活動時間は平日2時間程度、休日3時間程度として、来年度から徹底を図ることとしております。

学校現場で守られる仕組みでありますけれども、スポーツ庁のガイドラインにおいても、顧問は年間の活動計画並びに毎月の活動計画および活動実績を作成し、校長に提出することなどが示されております。また有識者会議におきましても、練習計画等を管理職が把握し、管理する必要がある旨、指摘されております。

そこで、本市におきましては一部のモデル校において、校長による休養日等の管理方法について検証を行ってまいりました。それをもとに休養日や活動時間、活動場所などの計画及び実績を入力する管理シートを作成し、4月から全中学校に導入することとしております。また顧問は管理シートを毎月校長へ報告し、校長が学期ごとに教育委員会に報告することで、学校や教育委員会が全部活動の取り組み状況を把握できると考えております。

学校の負担もこの程度であれば大丈夫ということでありました。

また有識者会議では、休養日等の見直しにあたっては、地域や家庭に周知し、理解を得ることが必要であるという意見をいただいております。そこで各学校及び保護者に私の名前で通知、お願い申し上げております。

そして全小中・特別支援学校、全市民センターにポスターを今月掲示し、教員だけではなく、保護者や地域にも周知徹底を図ることとしております。さらに4月に入りましたら、全生徒2万4千名にリーフレットを配布する予定であります。

こうした取り組みで、部活動休養日をはじめ、市全体で適切な部活動運営を推進することができる仕組みを作ってまいりたいと考えております。

## ■保健福祉局長（生活保護行政について）

すべての相談者が不動産や自動車を所有していても、保護申請ができることをきちんと伝え申請の確認をすべきと考えるが、というお尋ねがございました。

本市では生活保護の相談に来られた方に対しまして、区役所保護課に配置している相談担当係長が、様々な問題を抱えておられる相談者の話を伺い、その生活状況の聞き取りなどを行っております。

区役所保護課には、昨年10月によりわかりやすく内容を充実いたしました「生活保護のあらまし」、これを常備しておりまして、相談の際にはそれを用いて生活保護の仕組みや資産、稼働能力の活用など、保護適用の要件について丁寧に説明しております。

具体的に申しますと、専門の相談担当係長が相談に応じる際に使用する、相談業務手引書に相談に来られる方に対しまして、まず不動産や自動車を所有している場合でも、すべての方に申請意思を確認したうえで、申請意思のある方には申請書を交付し記入方法を説明すること。さらに申請権の侵害や侵害を疑われるような行為を慎むこと、こういうことを明記し、徹底しているところであります。

さらに保護の相談に対して適切に対応するため、まず年度当初に新たに区役所保護課に配置された相談担当係長を対象とした研修の実施。次に保護課長会議での情報の共有及び適切な相談業務の徹底。さらに指導監査などにおける面接相談記録表の全件点検や巡回指導などを通じて、区役所保護課への指導などを行っております。今後とも生活保護の相談に来られた方に対しましては、相談者の立場に立った丁寧な対応を行い、生活保護が必要な方に保護の適用が漏れることがないように努めてまいりたい、このように考えております。

二点目に、一時扶助と自立更生経費の申請について、ケースワーカーによる親切でより丁寧な対応が必要だと考えるが、というお尋ねでした。

生活保護を受給しておられる世帯は、毎月定期的に支給される保護費で生活を営んでいるが、日々のやりくりで賄えない場合、毎月の保護費に加え、臨時に支給する一時扶助制度等がございました。

この一時扶助は、国の実施要綱や通知に定められた基準の範囲内で、例えば保護開始時などに家財道具の持ち合わせがない場合に、各什器を購入する経費、それから転居時の敷金や引っ越し費用、さらには病院に入院や通院するための交通費、こういったものについて、受給者からの申請に基づきその費用を支給しているところでございます。

一方、交通事故の損害賠償金など臨時的な収入を得ることになった場合は、これまで支給した保護費に相当する額を返還していただくことが原則でございますが、壊れた家電製品の買い替えに必要な額などを、自立更生費として返還額から一部控除するという制度もございます。

一時扶助制度などの保護受給世帯に対する通知につきましては、担当のケースワーカーが、

生活保護開始時、毎年1回以上、生活保護制度についてわかりやすく掲載した「生活保護のしおり」というものがございますが、これを用いて個別にその内容を説明しているところがあります。

またこうした一時扶助などについては、事前の申請が必要なこと。それから支給には一定の条件や上限額がある、こういった例示した項目であっても支給されない場合があることから、まずは担当ケースワーカーに相談してください、というように助言しております。

今後とも受給可能なサービスが漏れることがないように、生活保護世帯のニーズをより丁寧に把握し、積極的な声かけや一時扶助申請の助言を行うよう、新任ケースワーカー研修や各区の保護課で行われる研修などを通じ、ケースワーカーにしっかりと周知徹底してまいりたいと、このように考えております。

### ◎田中光明議員の第2質問（教育問題について）

教育問題については、要望しておきたい。

今年度、専科指導を選ぶところが大変増えた関係で、35人以下学級の裁量性による選択が減ったと思う。そういう意味では、1万人を超えるような児童生徒が、35人を超えるクラスで学んでいるという実態があると思う。そこれやはり改善していくことが教育委員会に課せられた課題ではないかと、私は思う。

そういう意味では国の制度改善を待つのではなく、本市としては35人以下学級を進めるという立場で、1学年でも前進させていただきたい。先ほど人件費だけだと3億円という数字も出たが、ぜひこれは市長に強く要望しておきたい。

もう一つ部活動についてですが、平成26年に私、同じような質問をしたが、その時に強く感じたのは、現場の実態をよくつかんでいないという感触だったが、今回教育長は大変たくさん、盛りだくさんの現場の実態をつかむ、そういう措置もなされるということなので、ぜひ絵に描いた餅にならないように、実際にきちっとやっていかれるようにしていただきたいということを要望しておきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

### （生活保護行政について）

次に生活保護について質問する。

まず「あらまし」だが、先ほど「あらまし」を渡す、というお話があったが、私のところに相談に来る方はほとんど「あらまし」をもらっていないというが、例えば平成29年だと相談件数5245人、今年度も恐らく5千人前後あると思うが、本当に相談に来た方全部に渡しているのでしょうか？

### ■保健福祉局長

それはあのう、先ほどもそういう風な趣旨でご答弁いたしたつもりですが、詳しく相談に来られた方の話を聞く中で「あらまし」について説明をしますし、それのお持ち帰りを促すということをしております。

### ◎田中光明議員の第3質問（生活保護）

局長が今答弁したことと、現場が食い違っているのではないか。私のところに相談する方は、「あらまし」もらってないという方が来ますが、そういうことはないということで本当によろしいのか？

#### ■保健福祉局長

あのう、これはあのう、生活保護を丁寧に行うこと、という質問につきましては、今回の質問に限らず今までも再三再四にわたって我々受けてきたところですが、そのたびに例えば7区の保護課長会議ですとか、担当部長会議を開いてこういう指摘が議会からあっていると、周知徹底するよというのを繰り返しやっていますし、監査でも生活保護の記録をチェックする中で、例えば相談に乗っている途中でそのまま放置しているとみられるような事例がないかというようなチェックをしております。

### ◎田中光明議員の第4質問（生活保護）

課長会議での徹底を図る話とか、本庁が課長会議などで指摘して頑張っているのはよくわかっている。しかし現場では十分徹底されていない事実がいまだにあるということを言っている。

不適切な対応が、不適切と思われる対応が後を絶たない、こういう現実が現場にあるということを、局長しっかり認識しておいていただきたいということは指摘をしておきたい。

それから先日、住宅の修理で風呂の雨漏りがして風呂に入れなくなったと、いう相談をしたらその方は半年放置されたという。一時扶助で住宅の修繕はあると思うが、こういう風な対応の遅さが非常に目立つ。一時扶助はケースワーカーの方に生活保護受給者が、こういうことをしたいと申し出をして、何日以内に対応するとか、そういう基準はあるのか。

#### ■保健福祉局長

具体的に何日ということは決めていない。ただし相談というのは、中身が個別様々でございまして、当然のことながら、臨時緊急性の高いものは、それに応じた緊急の措置が必要だという風なことでございます。

### ◎田中光明議員の第5質問（生活保護）

保険病院委員会や本会議で質問すると、緊急にやらなくてはならないという答弁が出るが、現場では半年放置されたとか、1か月放置されたとか、そういう話が後を絶たない。それを申し上げている。それで期日をきちっと設けてやっていただきたい。例えば自立更生の時でも、そういう話が出たら、すぐに申請書を、計画書を渡す、そういうことはできるのではないか。

#### ■保健福祉局長

必要に応じて当然それは渡すべきものだと思います。

#### ◎田中光明議員の第6質問

そうだと思う。局長はいつもいい答弁するが、課長も本当にまじめに対応されているが、しかし現場でそうっていないということを繰り返し述べている。速やかな対応を要望したい。出来たらそういう話があったら期日を決めてきちっとやりなさい、例えば1週間以内にやりなさいと、そういうことは決められませんか。

#### ■保健福祉局長

議会ではいい答弁するけれど、現場は伴っていないということを言われるんですけど、繰り返しやっています。

もう一つ、求めたいのはこういう現実があるぞというのを個別具体的に教えていただきたい。それを反映していきたいという考えを持っております。よろしく申し上げます。

#### ◎田中光明議員の第7質問

個別具体的な例は全部課長に報告している。聞いてください。ぜひ改善をよろしくお願ひしたい。

以上